

障害者福祉制度 ～各種制度をご利用ください～

市では、障害のある人もない人も、共に個人として尊重され、社会の一員として支え合いながら生活できる地域社会づくりを目指し、各種制度の充実に努めています。

☎高齡障害課本庁 1階14番窓口 ☎292522 FAX222814、由宇市民福祉課 ☎631113 FAX633427

玖珂市民福祉課 ☎822513 FAX826139、周東市民福祉課 ☎841113 FAX844386

錦市民福祉課 ☎722112 FAX722120、美和市民福祉課 ☎961113 FAX961712

美川市民福祉班 ☎760311 FAX760863、本郷市民福祉班 ☎752582 FAX752366



障害者手帳

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める程度の障害がある人に対して交付され、障害の程度により1級（重度）～6級（軽度）まで区分されます。

●療育手帳

知的機能の発達に障害があり、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判定された人に対して交付され、障害の程度によりA（重度）、B（中軽度）に区分されます。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人に対して交付され、障害の程度により、1級（重度）～3級（軽度）まで区分されます。

※障害の程度により、各種福祉サービスが利用できます。

障害者福祉サービスなど

障害者福祉サービスの一部を紹介します。

●自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

心臓手術、人工透析や口蓋裂の治療をする人、精神疾患

の治療を受けるために通院している人に対し、その治療費の一部を助成します。自己負担額は、原則として1割負担ですが、所得に応じて負担上限額が設定されます。

※高齡障害課、総合支所、支所で申請が必要

●補装具費の支給（購入・修理）

身体障害者手帳を持っている人に対し、障害の種類や程度に応じて、義手、義足、矯正眼鏡、補聴器、車いすなど障害を補う用具の交付や修理を行います。費用は、原則として基準額の1割負担です。

●日常生活用具給付

身体障害者手帳を持っている人が自力で生活できるように、障害の種類や程度に応じてストマ用器具、盲人用時計、盲人用体温計、拡大読書器、ファクス、手すり、スロープ、ネプライザー、たん吸引機などの用具を給付します。費用は、原則として基準額の1割負担です。

※月額負担上限あり

●居室介護

入浴・排せつ・食事などの介護や調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相

談・助言など、居宅での生活全般にわたる援助を行います。

※短期入所
介護者が病気などのために居宅で介護ができない場合、障害者支援施設などで短期間受け入れ、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

●生活介護

入浴・排せつ・食事などの介護や創作的活動・生産活動の機会の提供などの援助を要する障害者のうち、常時介護を要する人に対して、障害者支援施設などで必要な援助を行います。

●施設入所支援

施設に入所する人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

●就労移行支援 就労継続支援

一般企業などでの就労が困難な人に、働くために必要な知識や能力を向上させるための訓練を行います。

●児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

●放課後等デイサービス

就学している障害児に、生

活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

障害者相談支援事業

身体・知的・精神障害者やその家族に、福祉サービスの情報提供などを行っています。また専門知識を持った職員がいろいろな相談に応じます。※詳しくは、関係機関へ問い合わせてください。

○岩国市障害者サービスセンター（岩国四丁目2-20） ☎432399 FAX440031

○地域生活支援センタートライアングル（横山一丁目12-51） ☎443244 FAX443245

○障害者地域生活支援センターしらかば（室の木町三丁目1-74） ☎218750 FAX2861

○緑風会障害者生活支援センター（由宇町北一丁目5-20） ☎2882 FAX21134

○障害者支援センターリフレ（玖珂町1887） ☎820018 FAX825013

○障害者地域生活支援センタープログレス（美和町生見2452） ☎950500 FAX960562

障害児療育相談支援事業

障害児やその家族に対し、福祉サービスの情報提供、療育相談などを行います。

※詳しくは、関係機関へお問い合わせください。

○相談支援事業所くれよん
(平田六丁目18-5) ☎③15237
FAX③15224

税金の軽減措置・控除

各種障害者手帳を持っている人は、税金の軽減措置や控除を受けられる場合があります。

※詳しくは、関係機関へお問い合わせください。

○自動車税の減免⇨岩国県税

障害者相談員の紹介

地域の身近な相談員として、障害者福祉についてのさまざまな相談に応じています。

●身体障害者相談員

【敬称略】

氏名	住所	連絡先
田邊 誠	中津町二丁目	FAX③04648
村田 俊雄	平田六丁目	☎③12971
佐々木 甫	昭和町三丁目	☎②28714
笹川 清	柱島	☎④82243
大中 浩一	御庄三丁目	☎④61568
升本 利雄	川口町一丁目	☎②42745
柏村 昭二	車町二丁目	☎②13985
河本紀美子	牛野谷町二丁目	☎③24682
南 八千代	岩国二丁目	☎④30094
藤重 典子	中津町一丁目	☎②13067
川本 絢子	玖珂町	☎⑧2237
近藤 勲	玖珂町	☎⑧23481
品川 富吉	錦町広瀬	☎⑦22295
林飛津紀美	錦町大野	☎⑦22568
田村 益雄	本郷町本郷	☎⑦52054
豊岡とし子	由宇町南五丁目	☎③32680
山本 光子	美和町佐坂	☎⑨61626
藤田 吉堯	美和町生見	☎⑨61091
藤本 功	周東町西長野	☎⑧41472
岡本 悟郎	周東町西長野	☎⑧41521

●知的障害者相談員

【敬称略】

氏名	住所	連絡先
重田 裕子	青木町二丁目	☎③81416
吉村 裕美	麻里布町六丁目	☎②21234
早川 和子	玖珂町	☎⑧23947
小椋 幹枝	美川町小川	☎⑦60911
栗栖 博之	錦町府谷	☎⑦22705
前田 民雄	由宇町南五丁目	☎③33642
安田 智子	周東町上久原	☎⑧42262

事務所 ☎291502

○自動車取得税の減免⇨山口県税事務所自動車税課
☎083-922-7691

○軽自動車税の減免⇨課税課
☎25053、総合支所、支所

○所得税の控除⇨岩国税務署
☎220111
国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

○住民税の控除⇨課税課
☎295054、総合支所、支所

各種手当制度

障害者(児)の福祉の増進を目的に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、心身障害児福祉手当などの制度があります。

公共料金などの割引

●有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳Aを持っている人は、有料道路料金が半額に割引される場合があります(ETC利用時も適用)。

※高齢障害課、総合支所、支所で手続きが必要

●携帯電話料金の割引

携帯電話の加入者が各種障害者手帳などを持っている場合、基本使用料などが割引される場合があります。

※詳しくは、携帯電話会社へお問い合わせください。

●運賃割引制度

各種障害者手帳を持っている

る人が、公共交通機関(鉄道、飛行機、バス、船舶、タクシーなど)を利用する場合、運賃が割引される場合があります。※手帳の種類・種別・等級によって、割引が利用できる交通機関が異なりますので、詳しくは関係機関へお問い合わせください。

●岩国市障害者福祉タクシー利用券

1回の乗車につき500円割引となる利用券を交付します。

利用券は1回の乗車につき1枚しか使用できません。詳しくは問い合わせください。対象 次のいずれかの要件を満たす人

①身体障害者手帳の1級〜3級を持っている

②療育手帳を持っている

③精神障害者保健福祉手帳を持っている、または精神障害を支給事由とする障害年金の1級を受給している

●市営バス優待乗車証

市営バス優待乗車証を交付します。

対象 次のいずれかの要件を満たす人

①身体障害者手帳の1級〜3級を持っている

②療育手帳Aを持っている

③精神障害者保健福祉手帳の1級を持っている、または精神障害を支給事由とする障害年金の1級を受給している

その他の制度

●eメール119番

聴覚・言語障害の身体障害者手帳を持っている人は、携帯電話からeメールで消防署に通報できます。

そのほか、自動車運転免許取得・自動車改造の助成、要約筆記者・手話通訳者の派遣などのサービスも行っています。

※詳しくは高齢障害課へお問い合わせください。